

## 仙台都市圏パーソントリップ調査関連データ利用手順

### (趣旨)

第1条 この手順は、仙台都市圏パーソントリップ調査関連データの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

### (著作権)

第2条 データに関する著作権は、宮城県及び仙台市が有し、集計・閲覧システムに関する著作権は、システムを作成した業者が有する。

### (個人情報)

第3条 特定の個人が識別されるデータは交付しない。また、法人等に関する情報であっても、公開することによって当該法人等又は個人に不利益を与えるものは交付しない。

### (免責事項)

第4条 データの利用に関する責任は、利用者に委ねられており、事由の如何に関わらず、それらの利用により、利用者または第三者に生じた損害については、その利用者が全ての責任を負うものとする。

2 データは十分な検証を行っているが、予告なく修正・変更される場合があり、このことを理解した上で利用すること。

### (データの利用)

第5条 データを利用するにあたっての必要な事項は以下のとおりとする。

- (1) データを利用する者（以下「申請者」という）は、目的を明らかにし、仙台市都市整備局交通政策課に「仙台都市圏パーソントリップ調査関連データ交付申請書（様式1）」により申請を行う。
- (2) 申請者は、交付を受けたデータを使用目的以外には使用しないこと。
- (3) 申請者は、交付を受けたデータを他人に知らせたり、又は第三者に提供しないこと。
- (4) 申請者が作成する資料にデータを引用・転載する場合には、出典を明記すること。  
また、申請者は、交付を受けたデータを加工し、その加工したデータを公表しようとする場合には、事前に公表について仙台市に協議すること。
- (5) 申請者は、事故発生時、又は発生する恐れのある場合には、仙台市に直ちに報告すること。